

令和6年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
株式会社魚国総本社名古屋本部	刈谷市東新町5-118	自:6.6.5 至:7.6.4	12月	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
メーキュー株式会社	名古屋市守山区下志段味三丁目2302番地	自:6.6.5 至:7.6.4	12月	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
東武トップツアーズ株式会社名古屋支店	名古屋市中区丸の内2-18-25 丸の内KSビル11階	自:6.6.26 至:6.12.25	6月	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月30日に排除措置命令及び違反事実の認定を行ったため。	要領別表第3第1号
名鉄観光サービス株式会社中部営業本部	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	自:6.6.26 至:7.6.25	12月	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月30日に排除措置命令及び違反事実の認定を行ったため。	要領別表第3第1号
株式会社JTB名古屋事業部	名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート6階	自:6.6.26 至:7.6.25	12月	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月30日に排除措置命令及び違反事実の認定を行ったため。	要領別表第3第1号

令和6年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
近畿日本ツーリスト株式会社名古屋法人MICE支店	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル5階	自:6.6.26 至:6.12.25	6月	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月30日に排除措置命令及び違反事実の認定を行ったため。	要領別表第3第1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 愛知支店愛知北支社	名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート17階	自:6.11.22 至:7.5.21	6月	企業等との損害保険契約において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年10月31日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
損害保険ジャパン株式会社名古屋支店	名古屋市中区丸の内3-22-21	自:6.11.22 至:7.5.21	6月	企業等との損害保険契約において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年10月31日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
東京海上日動火災保険株式会社愛知北支店	名古屋市中区丸の内二丁目20番 19号名古屋東京海上日動ビル ディング11F	自:6.11.22 至:7.5.21	6月	企業等との損害保険契約において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年10月31日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
株式会社佐藤渡辺尾張小牧営業所	小牧市大字下末字長田832	自:7.3.27 至:8.4.26	13月	福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者を決める受注調整をしていたとして、令和6年10月7日、株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴されたため。	要領別表第3第3号

令和6年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
パナソニックEWエンジニアリング株式会社中部支店	名古屋市中村区名駅南2-7-55	自:7.3.27 至:7.7.26	4月	建設業法第26条の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして、近畿地方整備局から、令和7年1月31日付けで、同年2月15日から3月8日までの22日間の営業停止処分を受けたため。	要領別表第3第6号
パナソニック産機システムズ株式会社中部支店	名古屋市中区丸の内1-17-19 キリックス丸の内ビル	自:7.3.27 至:7.7.26	4月	建設業法第26条の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして、関東地方整備局から令和7年1月31日付けで、同年2月15日から3月8日までの22日間の営業停止処分を受けたため。	要領別表第3第6号
株式会社KANSOテクノス名古屋統括支店	名古屋市東区泉2-27-14	自:7.3.27 至:7.6.26	3月	建設業法第26条の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして、近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同年2月19日から3月12日までの22日間の営業停止処分を受けたため。	要領別表第3第5号